

いちのせき 住民サービスチェックシート(転出届用) ※提出は不要です。

令和8年度版

●転出された方は、該当する箇所の手続があります。

●詳しくは各担当部署にお問い合わせください。

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
一 般	印鑑登録をして いましたか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印鑑登録は住所地で管理しますので、転出すると印鑑登録は自動的に抹消されます。必要な方は新住所地で登録をしてください。 ※抹消された登録証は返却するか、廃棄してください。	本庁：市民課 各支所：市民福祉課		
	個人番号(マイ ナンバー)カード をお持ちです か?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	継続利用を希望する方は、転入先で転入届出から90日以内に手続をしてください。 ※暗証番号(数字4桁)を入力していただきます。 ※条件によって継続利用できない場合があります。 ※継続利用しない場合も返納届が必要です。カードをお持ちください。 ※公的個人認証サービス利用者の方は、住所の変更に伴って自動的に署名用電子証明書が失効しますので、必要な方は転入先で再発行申請を行ってください。	本庁：市民課 各支所：市民福祉課		・個人番号カード
	個人番号(マイ ナンバー)カード を申請中です か?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請中のまま転出すると申請は無効になります。新しい住所地の役所で改めて申請してください。	本庁：市民課 各支所：市民福祉課		
	犬を飼ってい ますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当市での手続きはありませんが、転出先の市区町村で住所変更の手続きが必要です。 一関市で交付した鑑札を転出先の市区町村へ提出し、手続きの方法を確認してください。 ※マイクロチップを装着し、環境省のデータベースに登録済の犬は、環境省データベースに住所の変更登録を合わせて行ってください。	本庁：生活環境課 各支所：市民福祉課	所有者 本人	・犬の鑑札
	市営住宅から 転出しますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市営住宅から転出する場合は、異動届または退去届が必要です。 また、転出者が名義人で、他の同居者が引き続き入居しようとする場合は、入居継承承認申請が必要です。 ※入居継承ができるのは、原則として配偶者に限られます。	本庁：都市整備課 各支所：産業建設課	本人 同居者	・異動の状況を証する書類(住民票等)
	軽自動車(125 cc以上の二輪 車・軽四輪車 等)をお持ちで すか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽自動車は生活の本拠地としている市町村で登録することとされています。 新住所地の軽自動車検査協会等を通じて住所変更等の手続をしてください。	(最寄りの軽自動車 検査協会)		
	原付・小型特殊 自動車はもち ですか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当市での登録を抹消(廃車)し、新住所地で登録してください。 郵送またはオンラインでも手続きができます。	本庁：市民税課 各支所：市民福祉課		・届出人の本人確認書類 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート
	水道の手続き はしましたか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下記の方法により使用中止の手続きをしてください。 ・窓口、電話(水道の使用を中止する日の3営業日前まで) ・オンライン(水道の使用を中止する日の4営業日前まで)	本庁：上下水道お客様センター 千厩支所：上下水道お客様センター千厩	本人 代理人	
	転出される 方は、市・県 民税が課税 されていま したか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	手続はありませんが、市・県民税は毎年1月1日現在に住所がある方に対して、その住所地の市町村が課税します。残りの納期分についても納付が必要となります。 (国外転出の場合)書類の受領や納付ができなくなる方は、納税管理人を設定していただきます。	本庁：市民税課 各支所：市民福祉課		

→裏に続く

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
一 般	FMあすも専用ラジオをお持ちですか？ 全世帯転出ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	専用ラジオは市民の方へお貸ししているものです。 全世帯転出する際には、市民課または支所市民福祉課へ返却をお願いします。 ※転出後も、スマートフォンのアプリで、FMあすもラジオ放送を聴くことができます。 ダウンロードはこちらから▶ 	●ラジオの返却窓口 本庁：市民課 各支所：市民福祉課 ●問い合わせ先 本庁：政策企画課 各支所：地域振興課	本人 代理人	・市が貸与しているFMあすも専用ラジオ
	(選挙権のある方で)国外へ転出しますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	海外で国政選挙に投票するための在外選挙人名簿への登録申請を、出国前に行うことができます。 ※出国後に在外公館(大使館・総領事館等)で登録申請することもできます。	本庁：選挙管理委員会事務局	出国時申請を希望される方は事前にお問い合わせください。 (21-2111 内線8680)	
医療 保険 ・ 年金 ・ 医療費 助成	現在国民健康保険加入者ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一関市の国民健康保険をやめる手続きが必要です。 ※転出日以降に一関市の保険を使用されますと、後日医療費を返還していただくことになります。 ※転出先が施設(住所地特例対象施設)の場合は、一関市の保険が継続されるため、申請が必要です。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・個人番号が確認できるもの(個人番号カードなど) (届出人、加入者) ・(該当者のみ)資格確認書、限度額証、特定疾病療養受療証 ・申請者の本人確認資料
	(国保の方で)進学目的の転出ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※転出に伴い、国保税が再計算されます。届出日の翌月に世帯主に対して税額変更通知が送付されます。変更通知が届く前に到来する納期分については、納付が必要となります。国保税の期別税額は、1か月分の税額ではないため、転出された月以降にも納税が必要な場合があります。	本庁：市民税課 各支所：市民福祉課		
	(国保の方で)進学目的の転出ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	進学目的の転出の場合、住所が変わっても一関市の国民健康保険を継続することができますが、申請が必要です。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・(該当者のみ)資格確認書、限度額証、特定疾病療養受療証 ・在学証明書又は合格通知書(入学前のみ) ・個人番号が確認できるもの(個人番号カードなど) (世帯主・学生本人) ・申請者の本人確認資料
	後期高齢者医療制度の加入者はいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資格確認書などは新住所地で新たに交付されますので、ご返却ください。 ※県外へ転出される方には「負担区分証明書」を交付します。また、該当者には「被扶養者・障害・特定疾病証明書」を交付します。 県外の施設(住所地特例対象施設)に転出される場合は、現在の保険が継続されます。新しい住所を記載した資格確認書などは後日郵送します。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・資格確認書など ・申請者の本人確認資料
	(国民年金加入者で)国外へ転出しますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国外転出により、日本国内に住所がなくなるため、国民年金加入の義務がなくなりますが、希望により任意で加入継続をすることもできます。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・申請者の本人確認資料 (顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)
医療費助成を受けていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	乳幼児・小中学生高校生等・妊産婦・重度心身障がい者・ひとり親家庭の各種医療費助成の該当者は資格喪失届を提出し、受給者証の返却が必要です。 ※転出先で医療費助成制度を申請する際に所得課税証明書が必要となる場合がありますので、転出先の自治体にお問い合わせください。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人 同居の 家族	・医療費受給者証 ・振込口座がわかるもの(支給口座変更の場合のみ) ・個人番号が確認できるもの(個人番号カードなど) (受給者・申請者) ・申請者の本人確認資料 (顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)	

→次のページへ

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等	
医療 保険 ・ 年金 ・ 医療費 助成	農業者年金に加入又は農業者年金を受給していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。	農業委員会事務局 (川崎農村環境改善センター内) ※手続きの窓口は最寄りのJA支店になります。	本人 代理人		
	福 祉	酸素濃縮器を使用し、電気料金の一部助成を受けていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	転出に伴う手続きが必要です。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		・印鑑
		自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	転出先の自治体で手続きが必要です。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課または東部・北部健康推進室		転出先の自治体にお問い合わせください。
		障害福祉サービス受給者証をお持ちですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	個々に手続きが異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課 各支所：市民福祉課		
緊急通報システム端末機が貸与されていますか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象者が転出する場合、返却手続きが必要です。	本庁：長寿社会課 各支所：市民福祉課			
介 護	介護手当または介護用品を受けていましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	転出に伴う喪失手続きが必要です。	本庁：長寿社会課 各支所：市民福祉課			
	要介護認定を受けている方が転出しますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	現在の要介護認定を新住所地でも適用できます。受給資格証明書を交付しますので、新住所地に提出してください。 なお、平泉町を除く市外の介護保険施設(住所地特例対象施設)に入所する場合には、住所地特例適用届が必要です。	本庁：長寿社会課 各支所：市民福祉課		・介護保険被保険者証	
子ども 関係	高校生年代までの子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者(保護者)が転出する場合は、児童手当消滅届の提出が必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課			
	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住所変更の手続きが必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		・児童扶養手当証書 ・個人番号カードなどの個人番号がわかるもの	
	児童手当・(特別)児童扶養手当受給者と、児童の住所は別になりますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童が転出する場合は別居監護申立書の提出が必要です。 転出する児童を監護しなくなる場合は喪失届の提出が必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		・児童扶養手当を受給している場合：児童扶養手当証書	

→次のページへ

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
子ども 関係	保育園、こども園に通っている子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	退園の手続きが必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課	保護者	・支給認定証
	小・中学校に通っている子どもはいますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学していた学校から発行された書類をご準備のうえ、転出先の学校で転入学の手続きをしてください。	学校教育課 (花泉支所) 児童保育課 (一関保健センター) 各支所：地域振興課	保護者	・就学していた学校から発行された書類 ※在学証明書、教科書給与証明書等
	子育て応援在宅育児支援金を受給していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	受給資格変更の手続きが必要です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		

【一関保健センター案内図】(※一関市役所とは別の建物です)



◇関係部署・機関の連絡先◇

本庁 竹山町7番2号 電話0191-21-2111 室根支所 室根町折壁字八幡沖345番地 電話0191-64-2111
 花泉支所 花泉町涌津字一ノ町29番地 電話0191-82-2211 川崎支所 川崎町薄衣字諏訪前137番地 電話0191-43-2114
 大東支所 大東町大原字川内41番地2 電話0191-72-2111 藤沢支所 藤沢町藤沢字町裏187番地 電話0191-63-2111
 千厩支所 千厩町千厩字北方174番地 電話0191-53-2111 一関保健センター 山目字前田13番地1 電話0191-21-2160
 東山支所 東山町長坂字西本町105番地1 電話0191-47-2111 農業委員会事務局 川崎町薄衣字諏訪前137番地 電話0191-43-3606
 教育委員会学校教育課 花泉町涌津字一ノ町29番地 電話0191-82-2239